

人への投資、取引適正化に向けた 経済産業省の主な取組について

令和4年5月

経済産業省

人への投資（労働需要の推計）

- デジタル化や脱炭素化により、将来は「問題発見力」「的確な予測」「革新性」が一層求められる。
- 2050年における職種別の労働需要は、事務従事者で4割減少する一方、情報処理・通信技術者では2割増加するとの推計結果となった。

人材に求められる能力等に対する需要の変化

職種別従事者数の変化（2020年→2050年）

2015年		2050年	
注意深さ ・ミスがないこと	1.14	問題発見力	1.52
責任感 ・まじめさ	1.13	的確な予測	1.25
信頼感 ・誠実さ	1.12	革新性*	1.19
基本機能 (読み、書き、計算、等)	1.11	的確な決定	1.12
スピード	1.10	情報収集	1.11
⋮	⋮	⋮	⋮

※革新性：新たなモノ、サービス、方法等を作り出す能力

事務従事者 **42% 減少**

販売従事者 **26% 減少**

情報処理
・通信技術者 **20% 増加**

開発
・製造技術者 **11% 増加**

(注) 各職種で求められるスキル・能力の需要度を表す係数は、56項目の平均が1.0、標準偏差が0.1になるように調整している。

(出所) 2015年は労働政策研究・研修機構「職務構造に関する研究Ⅱ」、2050年は同研究に加えて、World Economic Forum “The future of jobs report 2020”, Hasan Bakhshi et al., “The future of skills: Employment in 2030”等を基に、経済産業省が能力等の需要の伸びを推計。

(注) デジタル化と脱炭素化が進展し、高い成長率を実現できると仮定した推計結果。労働需要の増減と、各産業・職種の付加価値の増減は連動しない点に留意。

(出所) 労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計-労働力需給モデル（2018年度版）」、「職務構造に関する研究Ⅱ」（2015年）、World Economic Forum “The future of jobs report 2020”, Hasan Bakhshi et al., “The future of skills: Employment in 2030”、内閣府「産業界と教育機関の人材の質的・量的需給マッチング状況調査」（2019年）、文部科学省 科学技術・学術政策研究所「第11回科学技術予測調査ST Foresight 2019」等を基に経済産業省が推計。

人への投資（求められる方向性） … 『未来人材ビジョン』で提示

1. 旧来の日本型雇用システムからの転換

(1) 人を大切にする企業経営へ

- ・人的資本経営に取り組む企業による変化を加速させる「場」の創設
- ・インターンシップを積極的に活用する仕組みへの転換と一括採用の相対化

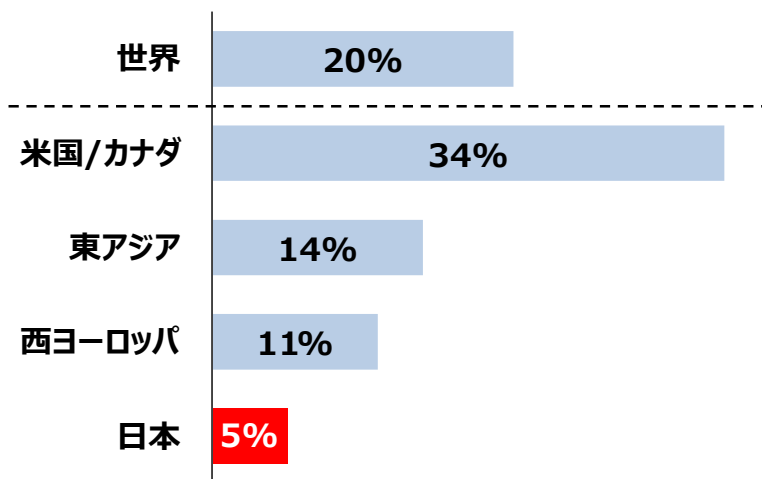
(2) 労働移動が円滑に行われる社会に

- ・“ジョブ型雇用”の導入を検討する企業に向けたガイドラインの作成
- ・「学び直し成果を活用したキャリアアップ」を促進する仕組みの創設
- ・退職所得課税をはじめとする税制・社会保障制度を働き方に中立的な制度への見直し
- ・兼業・副業（社内兼業も含む）の一層の推進

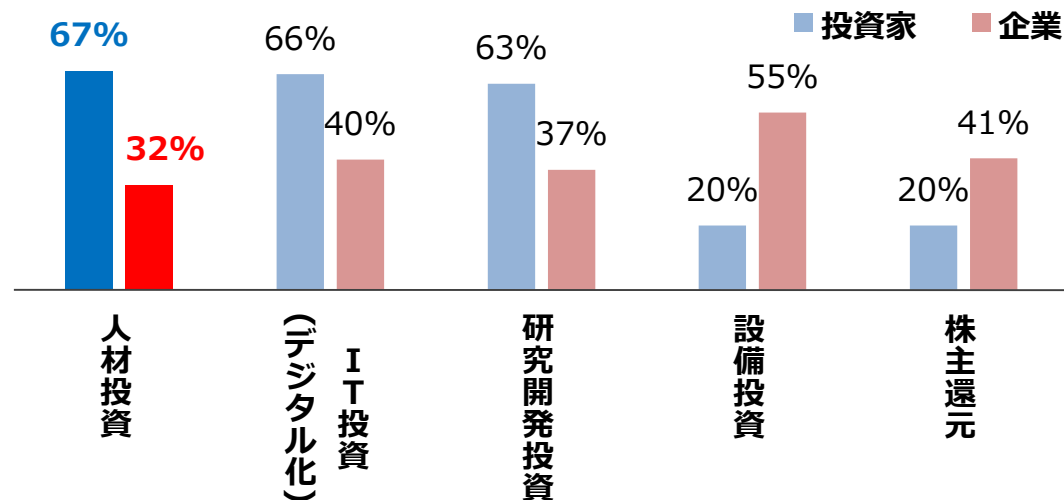
2. 好きなことに夢中になれる教育への転換

- ・公教育の外で才能育成・異能発掘を図る民間プログラムの全国ネットワークの創設
- ・大学・高専等における企業による共同講座の設置やコース・学科等の設置促進

従業員エンゲージメントの国際比較



中長期的な投資・財務戦略において重視すべきもの



(注) 「エンゲージメント」は、人事領域においては、「個人と組織の成長の方向性が連動していて、互いに貢献し合える関係」といった意味で用いられる。

(出所) GALLUP “State of the Global Workplace 2021”、日本生命保険協会 「企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート」を基に経済産業省が作成。

取引適正化に向けた取組

- 昨年末の「転嫁円滑化施策パッケージ」に加え、価格交渉の促進や約束手形の利用廃止、知財取引の適正化に向けた「取引適正化に向けた5つの取組」を実施。

「転嫁円滑化施策パッケージ」(2021年12月27日 閣議了解) に関連し、以下の取組を推進。

① 転嫁円滑化スキームの創設・下請法の執行強化

- ・下請法等の執行に関する報告書を公表(6月目途)
- ・重点業種の指定→立入検査の強化

② 下請Gメンの体制強化

- ・下請Gメン倍増(120名⇒248名)(4月)
→年間4千件⇒1万件以上の生声を聴取

③ パートナースイップ構築宣言の拡大、実効性強化

- ・宣言企業数：12月末 4600者(大企業450者)
⇒5月上旬9000者(大企業700者)
- ・宣言した内容の実施状況を全社調査

「取引適正化に向けた5つの取組」(2022年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議) に基づく取組を推進。

① 価格交渉促進月間の実施

- ・3月「価格交渉促進月間」実施
→フォローアップ調査(4万者⇒15万者に増加)をとりまとめ(6月)
→下請振興法に基づく「指導・助言」を実施(7～8月)

② 約束手形の2026年の利用廃止に向けた取組

- ・業界団体ごとに、ロードマップ作成を要請
- ・金融業界に、手形交換所における手形等の取扱い廃止に向けた検討を要請(秋にフォローアップ)

③ 知財取引の適正化に向けた取組

- ・「知財Gメン」の立上げ(4月)
- ・特許庁INPITとの連携協定締結
→個別企業における実態調査の推進

これらの取組を裏付け・下支えすべく、下請振興法の「振興基準」を改定(7月目途)。